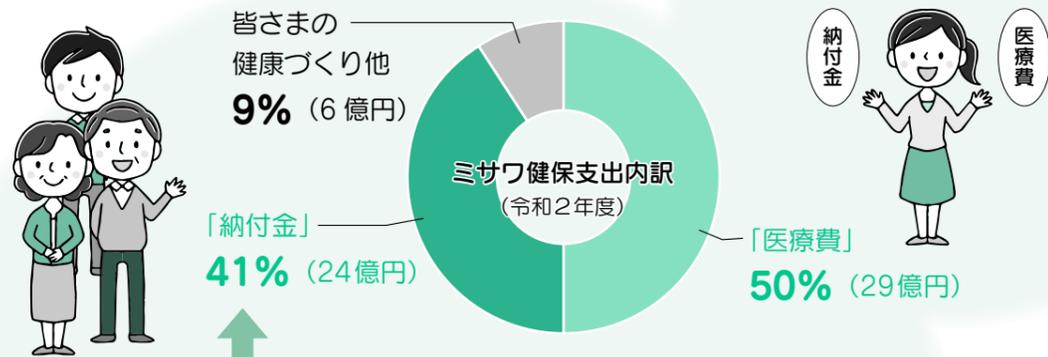


健康保険料の約半分は皆さまの「医療費」、
約半分は「納付金（高齢者への医療費）」の支払いに使われています！



皆さまと会社から徴収させていただいた保険料は、医療費だけでなく日本の高齢化により増加し続ける「日本全国の高齢者の医療費」の負担金を「納付金」として国へ納めています。ミサワ健保の「納付金」の額は支出の4割以上を占め、この負担金が財政に大きく影響し、保険料率を左右する要因となっています。

令和2年度のミサワ健保の納付金はこう計算される！

<p>前期高齢者納付金 全国の65～74歳の方の医療費に使われます。</p>	<p>ミサワ健保の前期高齢者医療費</p> <p>1.3億円</p>	×	<p>加入調整率</p> <p>8.7/1</p>	=	<p>前期高齢者納付金</p> <p>11億円</p>
<p>後期高齢者支援金 全国の75歳以上の方の医療費に使われます。</p>	<p>ミサワ健保の標準報酬総額（給与＋賞与）</p> <p>596億円</p>	×	<p>拠出率</p> <p>2.2%</p>	=	<p>後期高齢者支援金</p> <p>13億円</p>

注目!! 後期高齢者支援金にはインセンティブ・ペナルティ制度があります！詳しくはp.10をご覧ください
特定健診受診率、特定保健指導実施率、ジェネリック医薬品の切替率などが額に影響します！

ミサワ健保の事業を利用して医療費抑制！

- 健康診断の受診
- 健康相談、保健指導の活用 など

次のページで詳しくご紹介していきます！

健康保険の保険料率の据え置きを続けるために！
納付金を減らすために！
これからも皆さまの協力をお願いいたします。



平成26年4月から6年間理事長を務めさせていただきました。どうもありがとうございました。

令和2年度予算は「保険料収入」だけでは財源不足となりますが、積立金を取り崩して補填することで健康保険、介護保険ともに「保険料率を据え置き」といたしました。

介護保険は介護納付金の財源確保が可能な料率設定となるよう毎年見直す方針しております。

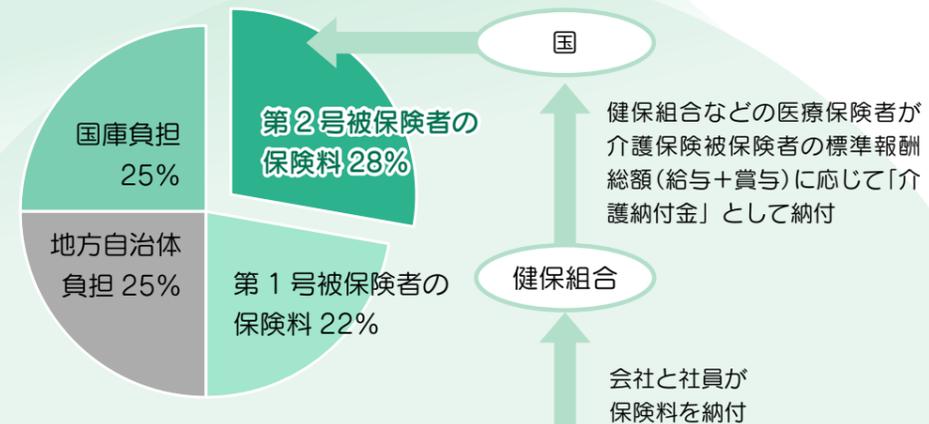
●ミサワ健保の保険料率

	令和元年度	令和2年度	増減
健康保険	9.50%	9.50%	+ 0.00%
介護保険	1.56%	1.56%	+ 0.00%
合計	11.06%	11.06%	+ 0.00%

高齢化に伴い介護サービス利用者が増えています。全国の介護サービス費用は、健保組合などが「介護納付金」として国に納める保険料が財源の一部であり、介護納付金は年々増えています。健保組合は、介護納付金を賄えるだけの保険料率を設定して会社と加入者から保険料を徴収し、国へ納めるだけの役割です。

知っていますか？
介護保険のしくみ

●介護サービス費用の財源



介護保険料を負担する人

健保加入者	【第1号被保険者】 65歳以上の社員・家族	【第2号被保険者】 40歳以上65歳未満の社員・家族	【特定被保険者】 第2号被保険者を扶養する40歳未満または65歳以上の社員
保険料額	各市町村が条例で設定する基準額に、所得に応じた段階別の保険料を乗じた額 全額個人負担	標準報酬月額および標準賞与額に介護保険料率を乗じた額 原則会社と社員で折半負担	
		●ミサワ健保の保険料率：1.56%（会社0.78%/社員0.78%） ※令和2年度改定なし。任意継続被保険者は、会社・被保険者の合計が負担料率です。	

新理事長に聞く！
ミサワ健保の現況
保険料率は据え置きです！